

論 説

近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の 研究（6・完）

増 田 知 子¹⁾
佐 野 智 也²⁾

目次

- 第一部 近代日本の興信業における『人事興信録』
第二部 人事興信録の記載項目・形式と内容
第三部 明治後半から大正初期の社会変容と『人事興信録』
第四部 『人事興信録』の定量比較分析とネットワーク分析
第五部 結婚情報ビジネスの社会的基盤
第六部 『人事興信録』の二時点間比較
第七部 大正後半から昭和初期の経済変動と『人事興信録』
第八部 資本主義経済における政党政治と『人事興信録』
(以上、275、276、278、280、281号)
- 第九部 『人事興信録』分析の総括 (以下、本号)
第一章 『人事興信録』における富裕層
序
一 (1)～(5)号の概要と検討課題
二 金融恐慌から昭和恐慌初期の富裕層上層の変化
三 昭和恐慌以降の富裕層の変化
第二章 『人事興信録』第十版・第十四版の同質性と変化
一 記載項目・形式の変化
二 重複採録の出現
三 採録者数・採録割合の変化

1) 第一章を分担執筆。
2) 第二章を分担執筆。

四 粗雑な記載の採録者の増加

結語

第九部 『人事興信録』 分析の総括

第一章 『人事興信録』 における富裕層

序

前号(5)の末尾に次の課題として、1930年に発生した昭和恐慌による「政党株式会社」と富裕層への打撃について解明すると記述した³⁾。だが、本研究でデータベース化した『人事興信録』は、第八版(1928年(昭和3)刊行)の次が第十版(1934年(昭和9)刊行)であり、間が5年空いている。そのため、昭和恐慌とその後に発生した大きな経済変動の中で、富裕層の状態を連続的に把握することは困難であることがわかった。

昭和恐慌以降の経済変動は、急激なデフレからインフレへ、産業界の大規模な合理化と失業者の急増、満州事変を契機とする軍事費の膨張と軍需産業の成長、農村部の豊作・凶作恐慌と輸出市場の途絶等、様々な要因から引き起こされていた。1930年(昭和5)から1934年の4年間の富裕層の変化を『人事興信録』から読み解くためには、この期間中に刊行された1931年(昭和6)の第9版をデータベース化する必要がある、そのためには相当の時間と経費を要するので、他日を期すこととした。

そこで、本章はこれまでの「『人事興信録』(人事興信所)の研究(1)~(5)」の完結編として、第一章では増田の分担執筆部分を振り返り、検討を補足する必要があると考えた問題につき論述する。具体的には、富裕層上層をどのように把握するのかという点であり、本稿では、『講談倶楽部新年号附録 全国金満家大番附 附全国多額納税者一覧』⁴⁾を使って、これまで曖昧であった富裕層上層の輪郭と資本主義経済の変動による変化を概観する。

3) 増田知子・佐野智也「『人事興信録』(人事興信所)の研究(5)」『名古屋大学法政論集』281号、2019年3月、251頁。

4) 『講談倶楽部新年号附録 全国金満家大番附 附全国多額納税者一覧』、1929年1月、大日本雄辨會講談社。同前、1931年1月。同前、1934年1月。

なお、「全国金満家大番付」掲載者と『人事興信録』の採録者との重複については、『人事興信録』1928年（昭和3）第八版と「全国金満家大番付」1929年（昭和4）が、約75%であり、『人事興信録』1934年（昭和9）第十版と「番付」1934年（昭和9）は、約57%であった⁵⁾。したがって、前者については、「全国金満家大番付」によって『人事興信録』の富裕層の変化を概観することが可能であると考ええる。

一 （1）～（5）号の概要と検討課題

（1）号の第一部「近代日本の興信業における『人事興信録』」では、産業革命期の日本社会において、産業化、都市化に対応する信用調査業（興信業）が誕生する中、内尾直二の創業した人事興信所が独自のビジネスを開始したことを解説した。人事興信所の編纂・発行した『人事興信録』は、全国各地における戸籍調査に基づき、本人の経済的、社会的地位に加えて、家族・親戚情報を網羅的に掲載していた点に特徴があった。家族情報の収集・販売は、興信所や弁護士等によるビジネスとして成立していった。業者は両親・子女の鑑定も行っており、富裕層を対象とする結婚市場の成立及び女性の商品化の普及に相当の役割を果たしたと考えられる。

（2）号の第三部「明治後半から大正初期の社会変容」では、『人事興信録』の採録者と購読者の双方の分析から、『人事興信録』には結婚市場における富裕層家族の「カタログ」機能があったことを指摘した。また、産業革命期の日本社会の「富豪」を調査した横山源之助の論考を参照して、当時の東京と地方の地主、旧華族・旧大名家の家政、結婚についての考察を行った。さらに、横山の指摘による大実業家、旧大名、旧公卿家の婚姻による「新貴族」の形成を取り上げ、『人事興信録』の採録者、家族、親戚データからネットワーク図を作成し、そのハブとなっている人物を抽出する手法で検証を行った。

（3）号の第五部「結婚情報ビジネスの社会的基盤」では、（1）号で指摘した結婚情報ビジネスにおいて「商品化」された富裕層の女性について、様々な側面を取り上げ集中的に考察した。女戸主、一生を通じた女性の法制度上の権利制限、開明派の渋沢栄一と福沢諭吉による女子高等教育論、「良妻賢母」言説などを取り上げた。

5) 佐野の集計による。

『人事興信録』は、家族制度と女性の分析に有効な資料であることがわかったが、他方で、家族欄、記述欄の人物の属性の抽出は、版毎に記述のルールが変遷し、内容も多岐にわたっているといった問題があった。機械処理だけでは正確なデータを作ることができないのである。また、家族等の経年変化を分析するためのデータ作成には、連続した版のデータ化が必要であることがわかった。

ところで、『人事興信録』の歴史資料的価値として注目されるのは、近代日本社会の富裕層上層の実体を把握できる点である。(2)号の第三部「明治後半から大正初期の社会変容」では、『人事興信録』に採録されている富裕層の分析を行うため、多額納税者（貴族院多額納税者議員候補者名簿）⁶⁾、横山源之助の調査に基づく東京の大土地所有者、全国50万円以上の資産家（明治44年「時事新報社調査 全国五拾萬圓以上資産家表」）⁷⁾との照合、さらに横山の調査による旧大名家・旧公卿家の所得高（公債株券、維新禄高）と全国50万円以上の資産家のデータとを照合し検討した⁸⁾。

こうした当時の調査による資産額や納税額のデータから、富裕層の最上層の人物の一部を特定することができた。その人物たちの結婚を通じたネットワークについては、『人事興信録』データで参照人物（親戚）をネットワーク図で示した。その結果、富裕層の上層のごく一部ではあるが、実体を把握することができた⁹⁾。

さて、新聞社、雑誌の調査記事からわかるように、明治期から富裕層の上層は、「富豪」、「資産家」、「金満家」といった呼称で、社会的注目を浴び続けた。これに「財閥」の名称が加わると、資本主義経済における支配力が示されることになる。(4)号の第七部「大正後半から昭和初期の経済変動と『人事興信録』」では、昭和初期の雑誌記事中、「富豪」が一般的に用いられたほか、「大中小の財閥」という表現も見られた。こうした当時の表現を援用しつつ、本文の記述でも「富豪」、「財閥」のほか、「大富裕層」、

6) 増田知子・佐野智也「近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の研究（2）」、『名古屋大学法政論集』276号、2018年3月、232-233頁。

7) 『明治四十四年七月二十四日 時事新報第壹萬四號附録』、渋谷隆一編『明治期日本全国資産家地主資料集 IV』柏書房、1984年、52-59頁。

8) (2)号、249-250頁。

9) (2)号、257-258頁。

「富裕層の最上層」といった表現をしばしば用いた。だが、定義を明らかにせずに用いており、言葉の言い換えに過ぎないという問題が残った。

もとより『人事興信録』は、経済社会における有力者とその家族を網羅的に採録した人事情報誌であり、「富豪」、「財閥」と呼ばれた人物を具体的に調べることができる。しかしながら、用語の定義を同書から直接導き出せるわけではない。資本主義経済社会の主役を指し示す呼称でありながら、その実体を明確にすることは容易ではないのである。

これと同じ課題を有している用語に「財界」、「財界人」という言葉がある。原朗氏は「財界」と題した論説において¹⁰⁾、実体と定義が多義的に用いられている用語に「財界」があるとして、次のように述べている。

「ただし、「財界」なる語が使用されるとき、多かれ少なかれ「財界人」という具体的な人物とむすびついてイメージされることが多い点に注意を向けておいてよい。単なる経済事象のみについてではなく、それを動かす人間が想定されるのが常である。その場合、これらの人間は、ひとまず個別資本の代表者として「財界人」たる資格を与えられるが、たんに個別資本あるいは特定産業の利害を代表する「経営者」ないし「実業家」たるのみでは十分ではなく、さらにいわゆる総資本の利害の代弁者としてふるまうことによって、「財界人」と認められるとあってよい。」¹¹⁾

個々の実業家は個別資本、総資本など多様な利害に基づいて行動していたと考えられ、その集合体としての「財界」は経済、政治の各側面において、影響力を個別に発揮し、またはそれらの中枢を支配していたのであった。しかしながら、その実体を明確に捕捉することは容易ではなく、特に政治との関係について、原氏は次のように述べている。

「『ウラの財界』を直接に把えようとする試みは不確実な根拠に基づいて臆断を重ねる以外に、その輪郭すらも描けない場合が多い。経済的利害と政治行動とを単純素朴に直結させる体の手法では、裏の財界自身を把

10) 原 朗「財界」『近代日本研究入門 増補版』東京大学出版会、1983年、170-192頁。

11) 同前 171頁。

える能力すらないものと評されよう。」¹²⁾

したがって、原氏は「表」の「財界」と「財界人」のイメージを明確化するため、主要経済団体関係者、大財閥主要役員、特殊銀行総裁、主要民間銀行役員の4種類の役割に注目し、財界（「金融界」「実業界」「経済界」）を主導した東京商業会議所、日本工業倶楽部、日本経済連盟会とその幹部の人名を挙げることで、「財界人」の顔ぶれと構成の変化を指摘している。

本研究では、新聞雑誌等で用いられた「富豪」、「財閥」の構成メンバーにつき、『人事興信録』データから人物履歴と家族、親戚関係を把握するという手法を採用し、他の資料のデータと照合することで、近代日本社会の富裕層上層の輪郭を明確にしようとしてきた。これは、原氏のアプローチと共通する点があると考ええる。だが、残念なことに、現状では、富裕層のごく一部の側面を明らかにしたに過ぎない。そこで、次節以降ではより直接的で包括的なデータを用いて、金融恐慌以後の富裕層上層の実体の解明を進めたい。

二 金融恐慌から昭和恐慌初期の富裕層上層の変化

本節と次節で扱うデータは、娯楽雑誌の『講談倶楽部』の附録、『講談倶楽部新年号附録 全国金満家大番附 附全国多額納税者一覧』の昭和6年1月発行版と昭和9年1月発行版である。東京尚文社については未詳であるが、帝国興信所は、本研究(1)で取り上げた後藤文夫の創業した興信所であり、依頼を受けた同社は総力を挙げて調査を行ったことが伝えられている¹³⁾。次に掲げるのは、昭和6年1月の附録の巻頭に掲げられた「舌代」である。「全国金満家大番付」は帝国興信所が、「全国多額納税者一覧」は、東京尚文社が調査を行っていた。(下線は筆者註)

「 講談倶楽部は、昭和4年度新年号付録として『全国金満家番附』を発行しました。然る処意想外な歓迎を博しましたが、爾後二個年間に於ける財界の変動は、個人個人の財産の上に驚くべき変化を齎し、土地、

12) 同前 172 頁。

13) 株式会社帝国データバンク創業百年記念プロジェクト百年史編纂室『情報の世紀 帝国データバンク創業百年史』2006年、帝国データバンク、161-162頁。

証券、商品等、あらゆる価値の低下は、その資産額を表す数字を異常に狂はせました。『全国金満家番附』も勢ひ大改訂を余儀なくされました。とはいへ一朝一夕に出来るものではない、調査の任に当たった帝国興信所所員の苦心と努力とは、前回のそれに数倍するものがありました。が、八ヶ月二百四十余日にわたる所員の熱誠と真剣な奮闘は、つひにこゝに未曾有の大調査を完了致したのであります。

従つて、内容の正確さは天下独歩、声を大にしてこれを誇り得るのでありますが、何を申すにも富豪諸家の大金庫の扉は、堅く閉ざされて居て、容易に他の窺知するを許さぬところ、その調査の事故、中には多少の錯誤もないとは限りますまい。校正の如きは五校六校、入念の上にも入念に致しましたが誤植は絶無とは申されますまい。共々に其辺は……尚表中頭書の金額は正味の財産評価であることを終に申添へて置きます。」

下線部にあるように、この昭和6年新年号より2年前、昭和4年新年号に、『全国金満家番附』と題した資産家番付表が『講談倶楽部』の附録¹⁴⁾として発行され、好評を博していた。初回調査は、1928年（昭和3）の金融恐慌期に行われていた。その後、1930年に浜口内閣は金解禁を実施し、超緊縮政策と急激なデフレにより、「個人個人の財産の上に驚くべき変化を齎し、土地、証券、商品等、あらゆる価値の低下は、その資産額を表す数字を異常に狂はせ」ることとなった。したがって、初回調査及び第2回調査の昭和恐慌初期（5～12月）のデータを比較すれば、全国の資産家、「富豪」がどのような打撃を被ったのかを概観できることになる。

初回調査（昭和4年新年号附録）の「全国金満家大番付表」には、70万円から5億円の資産保有者が、3669名掲載されていた。資産額でみると、5億～1億円は18名、8千万～2千万円は54名、1千500万～1千万円は83名、950万～600万円が70名、590万～500万円は99名、480万～400万円は82名、390万～300万円が196名、280万～200万円台が378名、190万円～100万円台が1216名、95万円～70万円が1473名となっている。資産額の総計は、118億6145万円に上った。平均すると1人323.2万円になる。

14) 『講談倶楽部』大日本雄弁会講談社、19巻1号、1929年1月。

論 説

次の表は、上位の5億円～2千万円の資産を有する72名の氏名と肩書きである。「財閥」、「富豪」に相当する人物が名を連ねていることがわかる。『人事興信録』昭和3年（八版）と照合したところ、人物の大半が採録されていた。

	資産額 (単位：万円)	肩書	氏名	住所
1	50000	三菱銀行役員男爵	岩崎久彌	東京
2	50000	三井合名男爵	三井八郎右衛門	東京
3	43000	三菱合資社長男爵	岩崎小彌太	東京
4	20000	三井銀行社長	三井源右衛門	東京
5	20000	住友合資代表男爵	住友吉左衛門	兵庫
6	17000	三井鑛山社長	三井元之助	東京
7	16000	安田銀行頭取	安田善次郎	東京
8	15000	三菱合資社員	岩崎彦彌太	東京
9	15000	三井信託代表男爵	三井高精	東京
10	15000	大倉組頭取男爵	大倉喜七郎	東京
11	13000	古河銀行頭取男爵	古河虎之助	東京
12	12000	三井鑛山役員	三井高修	東京
13	10000	鑛業地主貸金	中野忠太郎	新潟
14	10000	旭硝子社長	岩崎俊彌	東京
15	10000	會社役員	岩崎恒彌	東京
16	10000	會社役員	岩崎隆彌	東京
17	10000	會社役員	岩崎輝彌	東京
18	10000	三井合名監事男爵	三井壽太郎	東京
19	8000	會社役員	根津嘉一郎	東京
20	8000	日本晝夜銀行頭取	安田善四郎	東京
21	8000	會社員	安田新	東京
22	8000	三井物産社長	三井守之助	東京
23	7000	鴻池銀行頭取男爵	鴻池善右衛門	大阪
24	7000	時計店主	服部金太郎	東京
25	7000	舊金澤藩主侯爵	前田利爲	東京
26	7000	舊佐賀藩主侯爵	鍋島直映	東京

近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の研究（6・完）（増田・佐野）

27	6000	土地買貸地	三井辨藏	東京
28	6000	帝國海上保險社長	安田善五郎	東京
29	6000		安田柳子	東京
30	5000	山口銀行社長	山口吉郎兵衛	大阪
31	5000	帝國海上保險役員	安田善衛	東京
32	5000	三井鑛山役員	三井高達	東京
33	5000	貸地貸家	堀越角次郎	東京
34	5000	會社役員	安田彦太郎	東京
35	5000	安田商事社長	安田善助	東京
36	5000		三井高昶	東京
37	4000	野村合名代表	野村徳七	大阪
38	4000	大正海上保險役員	三井高光	東京
39	3500	第三銀行會長	安田善兵衛	東京
40	3500	松坂屋社長	伊藤次郎左衛門	名古屋
41	3000	岸和田紡績社長	寺田甚與茂	岸和田
42	3000	農	本間光彌	山形
43	3000	海運	板谷宮吉	小樽
44	3000	酒造	辰馬吉左衛門	西宮
45	3000	貸地貸家	和田久左衛門	大阪
46	3000	攝津貯蓄銀行頭取	岸本五兵衛	大阪
47	3000	岸本汽船社長	岸本兼太郎	大阪
48	3000	博文館	大橋新太郎	東京
49	3000	舊高松藩主伯爵	松平頼壽	東京
50	3000	富士製紙社長	大川平三郎	東京
51	3000	舊高知藩主侯爵	山内豊景	東京
52	3000	綿布金巾	前川太郎兵衛	東京
53	3000	貸地貸家	峰島茂兵衛	東京
54	3000	貝島鑛業社長	貝島榮四郎	福岡
55	2500	野田醬油役員	茂木七郎右衛門	千葉
56	2500	製革	新田長次郎	大阪
57	2500	舊名古屋藩主侯爵	徳川義親	東京
58	2500	舊和歌山藩主侯爵	徳川頼貞	東京
59	2500	川崎定徳合資代表	川崎八右衛門	東京

60	2500	舊萩藩主公爵	毛利元昭	東京
61	2100	大阪三品取引所役員	福田政之助	大阪
62	2000	地主	齋藤善右衛門	宮城
63	2000	金融	風間幸右衛門	山形
64	2000	西脇銀行社長地主	西脇濟三郎	新潟
65	2000	モスリン綿布	山口玄洞	大阪
66	2000	舊鹿兒島藩主公爵	島津忠重	東京
67	2000	逓信大臣	久原房之助	東京
68	2000	東京山口銀行頭取	山口誠太郎	東京
69	2000	林業	北村又左衛門	奈良
70	2000	貸地貸金	相馬哲平	函館
71	2000	地主	馬場正治	富山
72	2000	大同生命社長	廣岡恵三	兵庫

次の表は、前掲の資産額上位者に28名を加えて100名とし、金融恐慌期の1928年（昭和3）と昭和恐慌初期の1930年（昭和5）の資産額を比較したものである¹⁵⁾。この100名は「財閥」、「富豪」に相当する人物たちであるが、「個人個人の財産の上に驚くべき変化を齎し」と記されたように、資産の増減が顕著に現れている。（↑ ↓ = で表示）

	人名	金融恐慌 1928年 (昭和3) 調査 (万円)	昭和恐慌 1930年 (昭和5) 調査 (万円)	資産の増減
1	岩崎久彌	50000	40000	↓
2	三井八郎右衛門	50000	40000	↓
3	岩崎小彌太	43000	40000	↓
4	三井源右衛門	20000	40000	↑
5	住友吉左衛門	20000	40000	↑
6	三井元之助	17000	40000	↑
7	安田善次郎	16000	40000	↑

15) 各「金満家大番付」の比較データは佐野の作成による。

近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の研究（6・完）（増田・佐野）

8	岩崎彦彌太	15000	40000	↑
9	三井高精	15000	40000	↑
10	大倉喜七郎	15000	40000	↑
11	古河虎之助	13000	40000	↑
12	三井高修	12000	40000	↑
13	中野忠太郎	10000	40000	↑
14	岩崎俊彌	10000	40000	↑
15	岩崎恒彌	10000	40000	↑
16	岩崎隆彌	10000	40000	↑
17	岩崎輝彌	10000	40000	↑
18	三井壽太郎	10000	40000	↑
19	根津嘉一郎	8000	40000	↑
20	安田善四郎	8000	7000	↓
21	安田新	8000	6000	↓
22	三井守之助	8000	7000	↓
23	鴻池善右衛門	7000	8000	↑
24	服部金太郎	7000	4000	↓
25	前田利爲	7000	6000	↓
26	鍋島直映	7000	7000	=
27	三井辨藏	6000	5000	↓
28	安田善五郎	6000	5000	↓
29	安田柳子	6000	5000	↓
30	山口吉郎兵衛	5000	5000	=
31	安田善衛	5000	3000	↓
32	三井高達	5000	5000	=
33	堀越角次郎	5000	4000	↓
34	安田彦太郎	5000	3000	↓
35	安田善助	5000	4000	↓
36	三井高昶	5000	5000	=
37	野村徳七	4000	3000	↓
38	三井高光	4000	3000	↓
39	安田善兵衛	3500	2500	↓
40	伊藤次郎左衛門	3500	3000	↓

論 說

41	寺田甚與茂	3000	3000	=
42	本間光彌	3000	(2000)	
43	板谷宮吉	3000	5000	↑
44	辰馬吉左衛門	3000	6000	↑
45	和田久左衛門	3000	2500	↓
46	岸本五兵衛	3000	3000	=
47	岸本兼太郎	3000	3000	=
48	大橋新太郎	3000	2500	↓
49	松平頼壽	3000	3000	=
50	大川平三郎	3000	500	↓
51	山内豊景	3000	3000	=
52	前川太郎兵衛	3000	2500	↓
53	峰島茂兵衛	3000	2000	↓
54	貝島榮四郎	3000	2000	↓
55	茂木七郎右衛門	2500	(2500)	
56	新田長次郎	2500	3000	↑
57	徳川義親	2500	5000	↑
58	徳川頼貞	2500	2000	↓
59	川崎八右衛門	2500	2500	=
60	毛利元昭	2500	2500	=
61	福田政之助	2100	1000	↓
62	齋藤善右衛門	2000	3000	↑
63	風間幸右衛門	2000	800	↓
64	西脇濟三郎	2000	2000	=
65	山口玄洞	2000	3000	↑
66	島津忠重	2000	2000	=
67	久原房之助	2000	2000	=
68	山口誠太郎	2000	1500	↓
69	北村又左衛門	2000	2000	=
70	相馬哲平	2000	3000	↑
71	馬場正治	2000	2000	=
72	廣岡惠三	2000	400	↓
73	諸戸精太	1500	1500	=

74	範多龍太郎	1500	500	↓
75	外村與左衛門	1500	2000	↑
76	高取九郎	1500	1000	↓
77	田中平八	1500	1200	↓
78	安田次郎	1500	1200	↓
79	原六郎	1500	1500	=
80	片倉兼太郎	1500	800	↓
81	松浦厚	1500	1000	↓
82	島津忠承	1500	1000	↓
83	望月軍四郎	1500	1200	↓
84	森村市左衛門	1500	1500	=
85	岡橋清左衛門	1500	1500	=
86	伊藤長次郎	1500	700	↓
87	近藤友右衛門	1500	2500	↑
88	麻生太吉	1400	900	↓
89	土井八郎兵衛	1300	1000	↓
90	廣海二三郎	1300	1500	↑
91	岡谷惣助	1300	1200	↓
92	川喜田久太夫	1200	1000	↓
93	瀧信四郎	1100	1200	↑
94	安川敬一郎	1030	500	↓
95	野崎丹斐太郎	1000	1000	=
96	岸村徳平	1000	700	↓
97	渡邊甚吉	1000	1000	=
98	矢代仁兵衛	1000	1000	=
99	市田彌枝	1000		
100	田附政次郎	1000	1000	=

[備考]

- ・ 42 本間光彌については、昭和4年に長男の本間光正が家督を相続し、昭和5年調査の「全国金満家大番付」の資産額では2千万円となっている。（『人事興信録』1934年（昭和9）第十版）
- ・ 55 茂木七郎右衛門については、昭和4年に長男の茂木順三郎が家督を

相続し、昭和5年調査の「全国金満家大番付」の資産額では2千500万円となっている。（『人事興信録』第十版）

- ・99市田彌枝については、入夫の市田弥吉郎が昭和8年に家督を相続しているが、資産の継承については不明である。（『人事興信録』第十版）

三 昭和恐慌以降の富裕層の変化

本節では、『講談倶楽部』の「全国金満家大番付」について、前節で扱った昭和4年新年号附録（初回、昭和3年調査）、昭和6年新年号附録（第2回、昭和5年調査）に加えて、昭和9年新年号附録（第3回、昭和8年の調査）のデータを比較検討する。3回目の調査もまた、帝国興信所が総力を挙げて取り組んだ事業であり、「はしがき」には、次のように述べられている。

「前回の発行は昭和六年でありましたが、爾後今日に至る三年間は、国家経済に於ても亦個人経済に於ても、実に多事多忙を極め、随つて富豪諸家の身上にも各種の波乱起伏があり、番付面は、こゝに大訂正を要することになりました。そこで本誌は、三たび帝国興信所を煩はして、全国資産家の根本的大調査を敢行することになったのであります。

然し、何を申すも難中の難事とされる富豪諸家の資産調査でありますから、帝国興信所各位の奮闘と努力は並大抵のものではなく、精査又精査、研究又研究、全国五十八ヶ所の支社、二千余人の社員総動員で実に半歳以上の日子を費し、漸くここに完成を見たのであります。」¹⁶⁾

次の表は、金融恐慌から昭和恐慌後にかけての富裕層の資産変化を示したものである。

資産額（円）	金融恐慌 1928年 （昭和3）調査 （人）	昭和恐慌 1930年 （昭和5）調査 （人）	昭和恐慌後 1933年 （昭和8）調査 （人）
5～1億	18	13	15
8000～2000万	54	67	66

16) 前掲『講談倶楽部新年号附録 全国金満家大番付 附全国多額納税者一覧』1934年1月。

1500～1000万	83	66	70
950～600万	70	76	77
590～500万	99	85	102
480～400万	82	92	86
390～300万	196	171	195
280～200万	378	398	373
190～100万	1216	1237	1370
95～70万	1473	1376	1223
(60万)	—	—	(465)
(50万)	—	—	(1421)
総人数	3669	3581	3577 (5463)
総資産額	118億6145万	111億2860万	119億6030万 (129億4980万)

第2回の昭和5年調査では、最上位が前回から1億円減って4億円（岩崎久彌）となっている。最低が70万円の資産家という点は同じであるが、資産家の合計は3581名であり、88名の減少となっている。資産総額は、111億2860万円である。前回より7億3285万円減少している。

資産額区分毎の人数にも増減が見られ、前節の検討をふまえると、代替わりのほか、富裕層からの脱落者、階層間での上下（転落、上昇）移動があった可能性がある。平均は、310.7万円であり、前回調査と比較すると12.5万円の減少となる。二度の恐慌の打撃を受けた富裕層は、恐慌初期の時期に人数の減少、階層からの脱落が生じていたといえる。

第3回の昭和8年調査では、最高額が4億5千万円（岩崎久彌）で、これまでより20万円少ない50万円までの資産家が対象となっている。（上掲表中に（ ）で表示している。）。総資産額は129億4980万円であり、前回より18億2070万円の増加となっている。第1回、第2回と同じ70万円以上の資産区分者だけで比較すると、資産額の総計は119億6030万円であり、8億3170万円の増加となる。人数は3577人でほぼ同数である。平均すると334.3万円、前回と比べ23.6万円増加している。第1回調査と比べると11.1万円の増加であり、金融恐慌期を上回ったことになる。これは、満州事変以後の軍需景気により、恐慌から脱出し、好景気に転じ

ていたことの現れだと考えられる。

ところで、第3回調査から新たに加えられた60万～50万円の資産家に注目すると、その1886名の資産総額は9億8950万円となり、全体の7.6%を占めていた。この50万～60万円の資産保有者の資産総額は、前回調査(70万円以上)からの増加分、8億3170万円を上回っている。これは富裕層の拡大を示しているが、この下層部分を社会の中間層とみるかどうかについては、今後の検討課題となる。

最後に、「全国金満家大番付」の付録として掲載されている「全国多額納税者一覧」のデータを取り上げる¹⁷⁾。東京尚文社が1930年(昭和5)10月に行った調査で、対象税種は所得税である。掲載者は全国道府県別の11341名であり、納税額は1千円以上が掲載されている。

ところで、所得税は第1種～第3種に区分されており、第1種は銀行会社等の法人の所得にかけられるもので、第2種は法人、個人を問わず、公債社債の利子、銀行預金・信託預金の利子等の特別な所得にかけられるもので、源泉課税方式がとられていた。第3種は個人の所得にかけられるもので、東京尚文社の調査は第3種所得税について行ったものと考えられる。

「金満家大番付」における保有資産に対する評価とは異なり、所得税額には個人の1年間の経済活動から得た純益が反映される。税率は20段階の累進課税となっており、最上位の400万円を超える金額に対する税率は36%であった¹⁸⁾。下記の表は、納税額2万円以上の上位119名を示したものである。大半は会社重役で、一部に華族が入っている。当時の富裕層上層の人物の肩書きが、会社重役、有爵者のいずれであっても、重役賞与、株主配当を収入とする実業家、資本家としての性格を有していたことは、本研究(4)(5)号で明かにしている。

順位	金額(円)	肩書	名前
1	763,742	男爵	三井八郎右衛門
2	621,440	男爵	岩崎久彌

17) 前掲『講談倶楽部新年号附録 全国金満家大番付 附全国多額納税者一覧』1931年1月。

18) 朝日新聞政治経済編集部『朝日政治経済叢書・2・税の解説 一納税者の心得一』1930年7月、朝日新聞社、64-73頁。

近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の研究（6・完）（増田・佐野）

3	414,332	男爵	岩崎小彌太
4	371,362	會社重役	三井源右衛門
5	368,052	會社重役	三井元之助
6	355,556	男爵	三井高精
7	343,935	會社重役	三井高修
8	340,706	男爵	三井壽太郎
9	300,828	男爵	大倉喜七郎
10	237,466	會社重役	岩崎彦彌太
11	231,752	時計商	服部金太郎
12	143,938	講談社長	野間清治
13	141,156	會社々長	馬越恭平
14	140,176	銀行頭取	山口誠太郎
15	133,644	銀行頭取	古河虎之助
16	131,276	會社重役	若尾璋八
17	126,836	會社重役	三井守之助
18	116,470	會社重役	田中榮八郎
19	110,812	侯爵	細川護立
20	107,168	會社重役	三井高達
21	106,138	會社重役	三井辨藏
22	105,096	會社重役	堀越角次郎
23	97,476	銀行頭取	安田善次郎
24	96,544	會社重役	三井高昶
25	90,640	會社重役	和田嘉衡
26	90,640	王子製紙	藤原銀次郎
27	88,088	食料品商	國分勘兵衛
28	78,600	會社重役	亡淺野總一郎
29	76,872	會社重役	藤山雷太
30	74,836	貴院議員	大橋新太郎
31	74,808	味の素	鈴木三郎助
32	70,728	會社重役	小倉常吉
33	67,972	郵船社長	各務謙吉
34	65,604	工學博士	牧田環
35	63,204	會社重役	安川雄之助

36	62,196	會社重役	清水康雄
37	61,408	銅鐵商	河合佐兵衛
38	60,204	會社重役	南條金雄
39	57,028	會社重役	根津嘉一郎
40	55,776	會社重役	福井菊三郎
41	55,156	會社重役	有賀長文
42	55,120	貴院議員	末延道成
43	49,136	男爵	森村市左衛門
44	47,600	會社重役	門野幾之進
45	45,332	會社重役	大倉和親
46	44,724	三菱銀行	串田萬藏
47	43,452	會社重役	小野耕一
48	40,800	會社重役	清水榮藏
49	40,515	會社重役	安田善四郎
50	40,104		國分平次郎
51	39,548	會社重役	安田善五郎
52	39,136	會社重役	淺野泰治郎
53	38,056	會社員	七海兵吉
54	37,696	綿布問屋	前川太郎兵衛
55	37,432	會社重役	鈴木寅彦
56	36,668	公爵	徳川慶光
57	36,657		安田新
58	36,140	辯護士	岸清一
59	35,816	花王石鹼	長瀬富郎
60	35,032	銀行頭取	兒玉謙次
61	34,904	會社々長	小川市太郎
62	34,752	主婦之友	石川武美
63	34,488	會社重役	鹿島精一
64	34,412	醫學博士	佐藤達次郎
65	34,356	會社重役	檀野禮助
66	34,226	會社重役	長谷川太郎吉
67	34,208	染物商	伊藤琴三
68	34,068	會社重役	小池厚之助

69	33,872	會社重役	淺野良三
70	32,860	會社重役	澁澤敬三
71	32,504	會社重役	山本元三郎
72	32,288	會社重役	益田太郎
73	31,992	會社重役	山中勇
74	30,932	會社重役	鮎川義介
75	30,416	雜誌社長	増田義一
76	30,040	三井銀行	池田成彬
77	29,882	會社重役	若尾鴻太郎
78	29,860	會社重役	磯野長藏
79	29,844	土木請負	水谷庄次郎
80	29,500	貴院議員	磯村豊太郎
81	29,120	三菱重役	木村久壽彌太
82	28,362	銀行重役	川崎八右衛門
83	28,312	會社重役	相馬半治
84	28,286	會社重役	武智直道
85	27,528	會社員	竹尾年助
86	26,996	會社重役	渡邊嘉一
87	26,642	會社重役	鈴木三郎
88	26,592	品川製作	武鶴次郎
89	26,376	會社重役	宮島清次郎
90	25,632	銀行員	笈元貞
91	25,260	軍人	毛利元道
92	24,496	會社重役	村井保固
93	24,496		安田柳子
94	24,488	銀行重役	今井利喜三郎
95	24,293	侯爵	淺野長勳
96	24,240	會社重役	馬越幸次郎
97	24,120	會社重役	菊本直次郎
98	23,932	出版業	西野奈良榮
99	23,148		前山久吉
100	23,092	會社重役	藤田政輔
101	22,496	株式仲買	小布施新三郎

102	22,324	會社重役	白石元治郎
103	22,064	男爵	郷誠之助
104	22,032	時計商	小林忠承
105	21,928	侯爵	徳川義親
106	21,808	株仲買	山中清兵衛
107	21,806	中將湯	津村重舎
108	21,786	株式仲買	望月乙彦
109	21,653	ミツワ本舗	三輪善兵衛
110	21,573	會社重役	正田貞一郎
111	21,460	會社重役	米山梅吉
112	20,770	伯爵	阿部正直
113	20,729	官吏	伊東太郎
114	20,572	會社重役	大塚榮吉
115	20,544	會社重役	植村澄三郎
116	20,496	會社重役	鹽原又策
117	20,208	會社重役	藤井市三郎
118	20,176	建築技師	横河民輔
119	20,116	會社重役	武村貞一郎

以上、日本の昭和初期の富裕層最上層の資産と納税（所得税）者の上位リストについて概観した。本研究は、歴史上、「財閥」「富豪」と呼ばれた人物、一族について、社会の富裕層としてどのように位置づけるのか、また、富裕層上層における経済と政治に対する影響力、支配力をどのように把握するのか、という問題に取り組んできた。そのため、前述した原朗氏の設定した課題－「財界」「財界人」の実体の把握と輪郭の明確化をどのように行うのか－を参考に、人物と社会的属性に着目するアプローチを採ってきた。本研究（1）～（5）を通じて言えることは、『人事興信録』1915年（大正4）の第四版、1928年（昭和3）の第八版のデータベース化とその分析により、糸口はつかめたと考える。今後、さらに『人事興信録』のデータベース化を進めることで、より精度の高い検証と考察を行っていきたいと考える。

第二章 『人事興信録』 第十版・第十四版の同質性と変化

一 記載項目・形式の変化

本稿は、これまでおこなってきた『人事興信録』第四版と第八版の分析に対して、新たに第十版（昭和9（1934）年10月）と第十四版（昭和18（1943）年10月）に関する事項を加えるものである。第十版、第十四版でも、これまでの記載項目・形式が基本的には踏襲されているが、以下のような変化が見られる。

(1) 第八版から第十版の変更点

i. 所得税と営業税

第十版から、所得税と営業税が記載されるようになる。具体的には、「A 二三二七B 一三九」といった形式で記載されており、凡例に「Aは所得税、Bは営業収益税の略号」と説明されている。

ii. 採録者名の括弧書き

採録者名部分に、括弧書きで別名が表示されている場合がある。括弧書きが付いている採録者は、129名いる。括弧内の記載は、雅号や芸名、旧名や通称などの場合とこれとは逆に、括弧内が本名の場合とがある。「阿部章藏（水上瀧太郎）」は前者の例であり、「荒木十畝（悌二郎）」は後者の例である。

また、この例からもわかる通り、括弧内の記載は、名字が同じ場合は、名前のみが記載される。この他、「成澤金兵衛（號玲川）」や「由利正通（通稱韶邦）」のように、括弧内の名称が何を示しているのかが明示されている場合もある。

採録者名に括弧書きが付いている場合、『人事興信録』の他の版や『人事興信録』以外の文献・資料と突合する際は、問題となる。採録者名は、同一人物を判定する際の最も重要な要素であるが、括弧書きが付いているままでは機械的に同一とは判断しないため、少なくとも採録者名の括弧書きは、分離する必要がある。分離処理をし、括弧外の情報だけを採録者名として扱うことは容易である。しかし、括弧内の情報を利用する場合は、名前の場合に名字を付加する、「通稱」などが付いている場合にはそれを取り除くな

どししなければならないが、この処理をコンピュータにさせることは難しい。

iii. 在籍地の地名

第四版から変更点として、第八版では、47道府県以外に「樺太」が登場した。第十版では、さらに、台湾や朝鮮の行政区分が追加されている。台湾の五州三庁（台北州、新竹州、台中州、台南州、高雄州、台東庁、花蓮港庁、澎湖庁）すべてと、朝鮮の十三道（京畿道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、黄海道、平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道）すべてが登場する。朝鮮は、さらに府として、京城府、釜山府、平壤府の三つが登場する。なお、それぞれの採録者数は、樺太7名、台湾304名、朝鮮214名となっている。

(2) 第十版から第十四版の変更点

i. 囲み文字

北海道士族直七の二男にして明治二十二年六月出生大正五年分家す同三年慶應理財科を卒業し正金銀行東京支店副支配人シアトル支店支配人を歴任す¹⁹⁾読書[○]禪宗[○]長女英子(大丸丸生)は東京府岡山信男に嫁す^所二〇〇(東京市澁谷區宇田川町一七[○]澁谷[○]三八四)

第十四版では、記述部分に関するいくつかの項目が、囲み文字で表現されるようになって¹⁹⁾いる。図9-1は、実際の画像である。囲み文字は、「趣」「宗」「著」「家」「綜税」「分税」「所税」「營税」「參」「電」の10種類が使われている。

このうち、「家」は、記述の後部に「家族は」という文言で始まっていた記載に該当する。記載内容自体に大きな変更はなく、家族の構成員であると考えられる者と、血縁関係はあるが嫁いだり分家したりといった理由により家族の構成員ではなくなった者が記載されている。

また、第十版では、所得税を「A」、営業税を「B」と記載していたが、囲み文字に変更されている。「電」は、囲み文字ではなく単に「電」という記載であったが、これも囲み文字に変更されている。

図9-1 第十四版の例

その他、「綜税」は総合所得税、「分税」は分類

19) 囲み文字自体は、第十一版から使われるようになって¹⁹⁾いる。第十一版では、「趣」ではなく「趣味」、「宗」ではなく「宗教」となっているなどの違いがある。

所得税、「趣」は趣味、「宗」は宗教、「著」は著書であることが、凡例で示されている。

「参」は、「参照＝」で示されていた参照人物の記載に該当する。しかし、参照の部分については、他にも変更点がある。

ii. 参照

参照人物の氏名は常にフルネームで記載されていたが、第十四版では、直前の人物と同じ苗字の場合「同」で省略されるようになっている。例えば、「阿部舜吾、同泰二、同大六、同芳郎」というように記載されている。

また、参照人物の名前にコメ印（※）が付いている場合があったが、このコメ印は付されなくなっている。

iii. 記述部分

第十版までは、多くの場合、記述部分の冒頭は、「君は」から始まっていたが、第十四版では、この記載が省略されるようになっている。また、生年月日に関する記載について、これまでは「を以て生れ」「を以て生る」（例：「明治九年九月を以て生れ」）という形式がほとんどであったが、単に「出生」とされている（いずれも図 9-1 参照）。

iv. 職業欄の役職・肩書

第十四版では、株式会社の役職・肩書のうち、取締役、監査役、相談役について、「役」が省略され、それぞれ、「取締」、「監査」、「相談」と表記されている。

二 重複採録の出現

(1) 第十版における重複採録

第十版の採録人数を単純に集計すると、26190名である。しかし、第十版には、重複して採録されていると思われる採録者が存在する。例えば、上村幸治郎は、ウ 43 頁とカ 117 頁に、次のように採録されている。

ウ 43 頁

上村幸治郎
越中屋、生絲商
京都府在籍

男 幸吉 明四四、一〇生

君は京都府人柵橋米吉の三男にして明治十三年十月を以て生れ先代アイの養子となり同二十年家督を相續す生絲商を營み越中屋と稱す長女秀（明三六、三生）は京都府人西垣保に嫁せりA七―四（京都市上京區一條通淨福寺東入南新町在家町三三一電西陣一二四六）

カ 117 頁

上村幸治郎
越中屋、生絲商
京都府在籍

男 幸吉 明四四、一〇生

君は京都府人柵橋米吉の二男にして明治十三年十月二十三日を以て生れ同二十年先代アイの死跡を相續す越中屋と稱し生絲商を營む長女秀（明三六、三生）は京都府人西垣保に嫁せりA七―四（京都市上京區一條通惠光院西入電西陣一二四六）

重複していると考えられる採録者は、13組存在した²⁰⁾。上村幸治郎の場合は、読み方の違いで「うえむら」としてウの部、「かみむら」としてカの部に採録されているようだが、ア 22 頁とア 23 頁で重複して採録されているような場合もある。その他、「吉田金助」と「吉田全助」、「高松長左衛門」と「高松林之助」のように採録者名が異なっている場合もある。重複採録のパターンは一様ではない。

また、上記の上村幸治郎でもそうであるように、重複採録と言っても、記載内容が全く同一というわけではない。記述部分だけではなく、職業や家族の列記部分が異なっている場合もある。

(2) 第十四版における重複採録および再掲載

第十四版にも、第十版と同様に、重複して採録されていると思われる採録者が存在する。これに加えて、第十四版は、補遺の扱いが問題となる。第十四版は上下巻で構成され、下巻の巻末に補遺が掲載されている。

20) 第四版と第八版の間でおこなった同一人物の判定処理を第十版の中に対して実行し発見した。

第十四版の採録人数を単純に集計すると、本体に76347名、補遺に616名、合計76963名が掲載されている。補遺616名を見ると、そのうち517名は、本体の方にも採録されていると判断される再掲載者であり、新規追加と考えられる採録者は99名しかいない。

補遺を除いた本体だけで見ると、重複していると考えられる採録者は、61組存在した。3箇所重複していると考えられる採録者も1組存在する。また、本体で重複採録されている者が、さらに補遺に掲載されているケースも1件あり、補遺も合わせて見るとすれば、これも3箇所に掲載されていることになる。

（3）重複採録・再掲載の処理

全体としては誤差であるとしても、重複分をそのまま集計することは適切ではない。そこで、重複分は、どれか一つのみを計上することとする。また、本稿では、第十四版について補遺を含めることとし、重複分と再掲載分ともに、重複して計上しないこととする。

どれか一つのみを計上するとしても、重複掲載・再掲載は、相互の記載が異なっているため、どの記載を採用するかで数値に差異が発生しうる。この点について、本稿では、重複採録については、単純に記載の文字数が多いものを採用することとした。また、補遺で再掲載されている場合には、補遺がより正しい情報であると考え、文字数の量にかかわらず、補遺を採用することとした。

重複分を除くと、第十版の採録者数は26177名、第十四版の採録者数は76383名となる。

三 採録者数・採録割合²¹⁾の変化

（1）性別

第四版では、女性の場合、記述部分が、「女は」・「女史は」・「刀自は」で始まるため、記述の冒頭部分で性別を判定することができた。しかし、

21) 社会全体のうち、『人事興信録』に採録される人数という意味で「採録率」という用語を用いてきた。これに対して、『人事興信録』全採録者のうち、ある属性を持つ採録者の割合という意味で、「採録割合」という用語を用いる。採録者数の増減があるため、採録割合による分析も必要である。

第八版では、女性でも「君は」から始まる場合があるため、第四版と同様の手法で性別を判定することができなくなった。そこで第八版では、記述中での続柄の表記を用い、「長女」や「妹」など女性を示す場合に、女性と判定した²²⁾。

第十版は、記述の冒頭に関して、第八版と同じ状況である。第十四版に至っては、既に述べたとおり、「君は」の表記自体がなくなっている。そのため、第八版と同じく、記述中での続柄の表記を用いる必要がある。

しかし、この手法は、「孫」や「庶子」といった性別が特定できない続柄が使われている場合に、女性と判定できない。また、続柄の記載自体がない場合にも当然この手法は使えない。第十四版では、「東京府人にして明治二十九年五月出生」のように、親名と続柄の記載がないパターンが、ざっと集計した限りで9000名以上存在することがわかった。そのため、第十四版では、女性であっても女性と判定できない採録者が多くなることが予想される。

続柄以外に、家族列記部分でも性別を判断できる。すなわち、家族列記部分に妻が記載してあれば男性、夫が記載してあれば女性と判断できる。しかし、これら以外に性別を判断できる要素は、ほとんどない。考えられる要素としては、職業や学歴の記載である。例えば、当時は女性になることがなかった職業や学歴の場合には、男性だと判断しうる。もっとも、人事興信録の採録者は、ほとんどが男性であることを考えると、ここで必要なのは、男性だと判断する基準ではなく、女性だと判断する基準である。例えば、下記の小倉恵都子の記載のように、採録者名からは女性だと推測できても、それ以外に、女性だと判断できる要素がない場合がほとんどである²³⁾。

22) 増田・佐野『『人事興信録』（人事興信所）の研究（3）』『名古屋大学法政論集』278号、218頁、220頁。

23) 記述中に「嫁し」たことが記載されている場合には女性と判断できるが、コンピュータによる取得が困難である上、例も非常に少ない。女学校を卒業している場合も女性と判断できるが、これにより追加取得できる例も非常に少ない。

小倉恵都子

資産家

東京府在籍

祖母 のぶ 明八、一一生、埼玉、竹村宗次郎三女、小倉（名）出資社員

君は東京府人小倉常吉の孫にして大正六年七月十一日を以て生れ昭和九年家督を相續す資産家として知る先代常吉は夙に實業界に入り小倉石油中央開墾各會社長の外秩父セメント大社宮島鐵道滿洲棉花愛國生命保險關東瓦斯南朝鮮鐵道富國徴兵保險金福鐵路公司各會社の重役を兼ね小倉合名會社代表社員にして東京府多額納税者たり

父房藏（明一六、一一生）は各其妻子を伴ひ分家せり A 六三九〇九（東京市赤坂區氷川町五一電青山二〇〇〇）

参照 = 小倉彦四郎、小倉房藏、※坂田清兵衛

他にほとんど手がかりがないため、後述の問題はあるが、採録者名も女性の判断基準に加えることにする。具体的には、女性と判定する基準として、採録者名の名前部分にひらがな・カタカナが2文字以上使われている場合を追加した²⁴⁾。2文字以上としたのは、1文字だと「安左工門」のように男性でも使われている例があるためである。また、名前のすべてがひらがな・カタカナとしてしまうと、「かし子」のような漢字が使われているパターンが取れないためである。

ただし、採録者名を判定材料に使うことは、あまり適切な手法ではない。上記のパターンで女性が取得できるとしても、特定の名前パターンのみを追加で取得することで、特定の年代に生まれた女性のみを多く取得してしまう可能性がある。図9-2は、第十版において女性と判断した採録者のうち、上記のパターンに当てはまる名前の割合を、出生年代ごとに集計した結果である。例えば、1867～1876年に出生した女性採録者は、64名でそのうち50名がひらがな・カタカナを2文字以上含んでいるため、78%とする。明治前半にあたる1867～1886年は、80%前後であるが、徐々に割合は下がっている。明治の終わりから大正期にあたる1907～1926年では、10%程度しかこのパターンに当てはまらず、ほとんどの名前が漢字となっ

24) この他に、最後に「子」が付く場合に女性と判定することも考えられるが、本稿ではこれを採用していない。第6部でも述べたように、最後に「子」が付く場合でも、男性の場合が少なくないからである。例えば、第十版の「島田歌子」、「橘川光子」を見ると、「島田歌子」は、「君は東京府人島田金雄の長男にして」とされていることから、「橘川光子」には妻がいることから、それぞれ男性だと判断できる。

ている。このことから、大正期の女性に比べて、明治前半の女性が多く取得できてしまい、結果に偏りが生じる可能性がある。



図 9-2 女性採録者の出生年代とひらがな・カタカナを 2 文字以上含む名前の割合

続柄に加えて、家族列記部分と採録者名を性別の判定基準に加える場合、相互に抵触することがあり得る。実際、第十版の籠宮市太郎は、記述が「君は静岡縣士族籠宮幸助の長女にして」となっているが、家族列記部分には「妻 すゞ」がいる。第十版では、抵触する記載のある者が 2 名、第十四版では抵触する記載のある者が 6 名存在する。いずれも記述中の方が誤りと推測されたため、家族列記部分を優先することとする。以上をまとめると、第十版と第十四版については、①家族列記部分の「妻」または「夫」、②記述中の続柄、③採録者名という順序で、性別を判断する。

表 9-1 は、女性の採録者数と採録割合を示したものである。第十版の女性の採録者数は、281 名で、第八版の 67 名に比べて 4 倍以上、第四版と比べると 21 倍以上になっている。採録者数全体の増加を考慮しても、女性の採録割合は、10 倍以上に増えている。

ところが、第十四版では、女性の採録者数が 234 名に減少する。第十四版は、採録者の総数が非常に多くなっているため、採録割合で見ると、第八版と同程度となっている。

既述の通り、第十四版については、続柄の記載がないパターンが 9000 名以上存在し、性別を特定できない可能性が高かった。実際、新しい判定

方法を用いても、性別を判定できなかった採録者が4515名存在する。第十版で性別を判定できなかった採録者は、515名であったため、性別を判定できない採録者が大きく増加しているのは事実である。4515名中に女性が一定数含まれているため、その分が女性として加算されることは十分にある。しかし、性別が判明した71848名中234名しか女性がいないことを考えると、同様の割合であれば、4515名中に14名程度だと予想される。そうであるとすれば、やはり、第十版ほどの割合にはならず、第八版と同程度と考えられる。

表 9-1 女性採録者数と採録割合

	4版	8版	10版	14版
採録者数	13名	67名	281名	234名
採録割合	0.09%	0.27%	1.08%	0.31%

(2) 身分・位階・勲等・功級

身分・位階・勲等・功級は、最上位層の絶対数が限られていることから、単純な人数として比較をおこなう。表 9-2 と図 9-3 ～ 9-5 は、それぞれの採録者数を示した図表である。

第四版と第八版では、華族は、ほぼ 100% 採録されていた。この点について、『華族名簿』²⁵⁾ と比較したのが表 9-3 である。各セル内の左側が『人事興信録』の採録者数、右側が『華族名簿』で示されている人数である。第十版、第十四版ともに、これまでと同じく、完全に一致してはいないが、100% 近く採録されていると考えて良いであろう。ただ、これまでと異なる点として、第十版・第十四版の侯爵と第十版の男爵において、『人事興信録』の人数の方が多くなっていることが挙げられる。

位階・勲等の採録基準や特徴についても、これまでと同様に維持されていると考えられる。すなわち、正六位以下、勲七等以下において、採録者数が一気に減少しており、採録基準の共通性を見いだせる。最上位層は、

25) 第十版に対しては、『華族名簿 昭和 9 年 5 月 20 日調』（華族会館、1934）[<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1916358>]、第十四版に対しては、『華族名簿 昭和 18 年 7 月 1 日現在』（華族会館、1943）[<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1916370>] を利用した（URL は 2019 年 3 月 5 日アクセス）。第四版と第八版については、(3) 220 ～ 221 頁。

人数の変化が少ないが、下位に行くに従って増加していく傾向も同じである。功級に関しては、第四版と第八版で採録基準の変化が見られたが、第十版と第十四版では、功六級で採録者数が一気に減少していることから、第八版と同様の基準が見いだせる。

もっとも、それぞれの値を細かく見ると違いもある。例えば、第十四版において、正六位・従六位の減少割合が、非常に緩やかになっている点である。他の版では、従五位から正六位にかけて10分の1程度に急減少しているところ、第十四版では、3分の1程度にしか減少していない。

また、第八版の採録者数は25216名、第十版の採録者数は26177名で、両版の総数はほとんど変わらない。それにもかかわらず、位階の正四位・従四位・正五位および、勲等の勲二～六等において、それぞれの採録者数が200名以上増加し、多いところでは、700名以上も増加している。この点も、大きな差異の一つであろう。

表 9-2 身分別の採録者数

	4 版	8 版	10 版	14 版
平民	9787 名	19995 名	21248 名	69470 名
士族	3163 名	4241 名	3902 名	5930 名
華族	934 名	980 名	978 名	962 名
不明	33 名	0 名	49 名	21 名

表 9-3 爵位ごとの採録者数と華族名簿の比較（人事興信録 / 華族名簿）

	4 版	8 版	10 版	14 版
公爵	17 / 17	17 / 17	19 / 19	19 / 19
侯爵	37 / 37	39 / 39	41 / 39	44 / 42
伯爵	98 / 99	105 / 105	109 / 110	109 / 109
子爵	373 / 375	377 / 379	372 / 377	364 / 368
男爵	378 / 384	402 / 405	408 / 407	397 / 401
総数	903 / 912	940 / 945	949 / 952	933 / 939

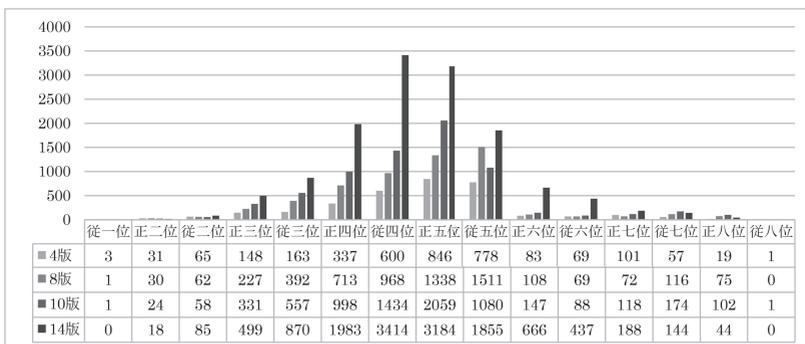


図 9-3 位階ごとの採録者数

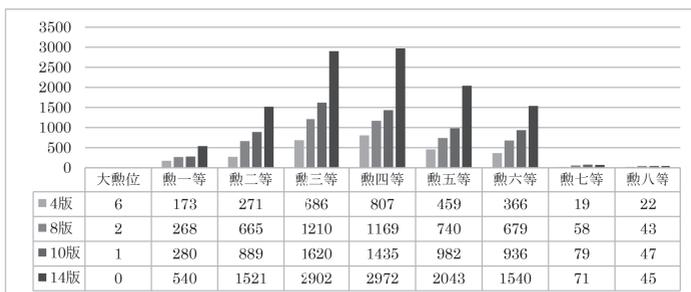


図 9-4 勲等ごとの採録者数

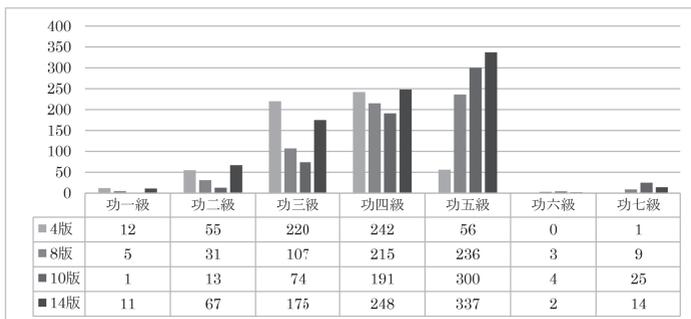


図 9-5 功級ごとの採録者数

(3) 年齢

第十版・第十四版でもこれまでと同様に、幼年者から高齢者まで広く採録者となっており、年齢構成は正規分布になっている（図9-6）。各版の平均年齢を見ると、第四版51.3歳、第八版52.6歳、第十版52.9歳、第十四版53.6歳と、徐々に上がっている。図9-6でも、版を追うごとに、山が徐々に右に移動している様子がわかる。

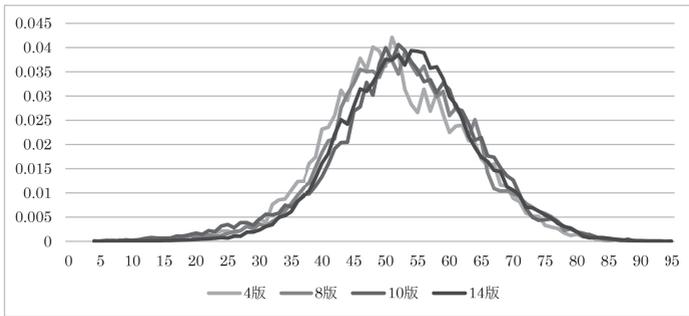


図9-6 年齢構成の比較

（横軸は数え年による年齢（旧暦は考慮していない）、縦軸は各年齢の採録割合）

(4) 在籍地

表9-4は、各道府県別²⁶⁾の採録割合を示したものである²⁷⁾。前の版（第八版の場合は第四版）に比べて、採録割合が増加した場合に、数値を太字で示した。第四版から第八版にかけては、増加している道府県に特に共通性や法則というものは見出だせない。しかし、第八版から第十版にかけては、大都市部のみが増加している。さらに、第十四版になると、さらにこれとは逆になる。すなわち、第十版で増加した大都市部は、愛知県を除いてすべて減少する。反対に、それ以外の道府県は、沖縄県を除いてすべて増加している。

26) 第十四版の発行時点では、東京府から東京都になっているが、これまでの記述と合わせるため、東京府および道府県のままとする。

27) 第十版、第十四版では、在籍地として「鶴岡市在籍」、「金澤在籍」、「神戸在籍」と記載されている採録者がいたが、本研究では、それぞれ山形県在籍、石川県在籍、兵庫県在籍と読み替えている。

表 9-4 全採録者に対する道府県別の採録割合（前に比べて増加した場合に太字）

	4 版	8 版	10 版	14 版
北海道	1.07%	1.46%	0.87%	1.57%
青森県	0.63%	0.67%	0.38%	0.50%
岩手県	0.58%	0.85%	0.51%	0.57%
宮城県	0.83%	1.19%	0.98%	1.16%
秋田県	0.56%	0.71%	0.40%	0.68%
山形県	1.14%	1.13%	0.97%	1.04%
福島県	1.14%	1.55%	0.89%	1.20%
茨城県	1.01%	1.47%	0.86%	1.22%
栃木県	1.29%	1.12%	0.71%	1.10%
群馬県	1.12%	1.14%	0.78%	1.04%
埼玉県	1.17%	1.51%	0.94%	1.45%
千葉県	1.26%	1.43%	0.84%	1.24%
東京府	19.35%	19.36%	29.50%	21.45%
神奈川県	2.30%	1.76%	1.52%	2.17%
新潟県	2.77%	2.18%	1.52%	2.11%
富山県	1.22%	1.18%	0.77%	1.04%
石川県	1.39%	1.30%	0.91%	1.32%
福井県	0.98%	1.03%	0.69%	0.97%
山梨県	1.08%	0.94%	0.63%	0.93%
長野県	2.36%	2.30%	1.52%	1.98%
岐阜県	1.61%	1.41%	1.02%	1.43%
静岡県	2.54%	2.26%	1.28%	2.19%
愛知県	3.57%	3.62%	4.21%	4.66%
三重県	1.72%	1.42%	1.15%	1.47%
滋賀県	1.41%	1.49%	1.04%	1.46%
京都府	3.26%	4.19%	5.17%	3.80%
大坂府	7.61%	10.39%	13.52%	9.76%
兵庫県	4.58%	5.04%	5.99%	5.28%
奈良県	0.75%	0.89%	0.54%	0.81%
和歌山県	1.14%	1.30%	0.84%	1.25%
鳥取県	0.50%	0.86%	0.50%	0.67%

島根県	0.95%	0.84%	0.53%	0.74%
岡山県	2.36%	1.90%	1.51%	2.34%
広島県	1.31%	1.71%	1.10%	2.48%
山口県	2.48%	1.85%	1.53%	2.19%
徳島県	0.58%	0.71%	0.34%	0.65%
香川県	1.03%	0.76%	0.53%	0.92%
愛媛県	2.28%	1.39%	0.92%	1.36%
高知県	1.07%	0.98%	0.66%	0.81%
福岡県	3.08%	2.89%	2.20%	3.37%
佐賀県	1.46%	1.19%	0.85%	1.15%
長崎県	1.43%	1.14%	0.73%	1.11%
熊本県	1.24%	1.52%	1.02%	1.43%
大分県	1.57%	1.23%	0.82%	1.14%
宮崎県	0.52%	0.62%	0.29%	0.41%
鹿児島県	1.54%	1.51%	0.92%	1.18%
沖縄県	0.18%	0.31%	0.19%	0.08%

(5) 職業

第7部では、職業のうち、株式会社について検討した²⁸⁾。株式会社において何らかの役職・肩書を有している採録者の人数と採録割合を表9-5に示す。第四版と第八版については、約半数の採録者が、株式会社で何らかの役職を有していると評価した。第十四版でも、この評価は当てはまる。ところが、第十版は、37.6%と他の版に比べて、株式会社と関係する採録者数が明らかに少なくなっている。

では、第十版において、代わりに何か別の職業が増えているのであろうか。第十版の職業欄の記載を単純に表記だけで集計したところ、多い順に、家主、地主、医師、資産家であった。これらを版ごとに集計、比較したものが表9-6である。地主と家主は、地家主とされている場合もあるため、この三つは「地主・家主」にまとめて集計をおこなった。

これを見ると、第十版では、資産家と医師に比べて地主・家主が急増し

28) 増田・佐野『『人事興信録』(人事興信所)の研究(4)』『名古屋大学法政論集』280号、241頁以下。

ていることがわかる。また、第十四版では、採録者数が第十版から3倍近くに増加しているため、資産家と医師の人数も、それに伴って増加している。これに対して、地主・家主は、人数が減少している。

地主・家主については、他にも興味深い関係性がある。在籍地で見たように、第十版では、東京・大阪・兵庫・京都・愛知の採録者のみが増加していた。地主・家主の在籍地を見ると、2115名がこれらの在籍地である。これら以外の在籍地の地主・家主の人数は、第八版で91名、第十版で161名であるから、70名しか増えていない。すなわち、第八版から第十版にかけて増加した1910名のうち1840名（96%）は、これら五つの道府県の採録者ということになる。

また、第十版の特徴として、女性の採録者数が他の版に比べて多いことが挙げられる。第十版の女性採録者の職業を見ると、281名中128名が地主・家主となっている。第八版の女性採録者67名のうち、地主・家主や5名しかいないから、増加した女性採録者の半数以上は、地主・家主ということになる。

このように見てくると、地主・家主の増加は、第十版の特徴である、女性の採録割合の増加や大都市部の採録割合の増加と関係があると推測できる。

表 9-5 株式会社で役職・肩書を持つ採録者数と採録割合

	4版	8版	10版	14版
採録者数	7438名	12235名	9851名	39009名
採録割合	53.4%	48.5%	37.6%	51.1%

表 9-6 職業別の採録者数の変化

	4版	8版	10版	14版
地主・家主	7名	366名	2276名	1686名
資産家	182名	388名	548名	1343名
医師	65名	268名	635名	1723名

(6) 家族

第7部では、家族の人数について検討した²⁹⁾。ここでは、性別については省略し、単純に人数のみを比較する。表9-7は、記載部分ごとに人数を示し、家族の合計人数と、採録者一人あたりの家族の平均人数（採録者本人を含む）を示したものである。

版が進むに連れて平均人数が減少していることがわかる。記載部分ごとに見ると、列記部分の人数は、やや減少傾向はあるが、採録者の増加に合わせて人数が増加している。これに対して、記述部分の人数は、採録者の増加よりも少ない割合でしか増加していない。すなわち、平均人数の減少は、記述部分の人数の減少が大きく影響している。

そもそも、列記部分と記述部分のどちらに記載されるかについて、第四版と第八版では、例言での説明は同じであるが、実際のルールは異なっていた。実際に第四版の列記部分に記載されていたのは、男性は20歳以上、女性は15歳以上で、それ以外に続柄に限定はなく、親等がかなり遠い者も記載されていた。第八版の列記部分では、男性は20歳以上、女性は15歳以上であることは同じであるが、続柄が限定され、直系の親族およびその配偶者のみが記載されていた。

第十版と第十四版では、凡例にルールが記載してある。第十版では、年齢について、21歳以上の子息と16歳以上の息女、という変更がされている。さらに、第十四版では、年齢について、20歳以上の子息と17歳以上の息女に変更されている。

また、第十版と第十四版では、第八版には記載されていなかった曾祖父母、祖父母、孫という続柄が明記されるようになっている。これは、直系の親族と同義であり、第八版からルールが変更されたわけではなく、凡例の説明が正確になったことになる³⁰⁾。

第四版は、続柄に限定がなく、他の版と大きく異なるので、単純に比較することは難しい。これに対して、第八版・第十版・第十四版は、年齢の区分がわずかに異なるだけであるから、単純に比較しても誤差の範囲と思われる。

29) 同前、250頁以下。

30) なお、第十四版では、記述部分に妻や父母が記載されていることがある。第八版では、このような例はほとんどなく、後述の粗雑な記載とも関連すると考えられる。

そこで、記述部分での変化を検証するために、第八版と第十四版の記述部分の続柄を比較したのが表 9-8 である。表 9-8 では、多く出現する 6 種類の続柄を取り上げた。第十四版の採録者数は、第八版の約 3 倍であるため、それに伴って、それぞれの人数も増加しているのが自然であろう。表 9-8 を見ると、孫以外の続柄は、2～3 倍程度に増加している。しかし、孫については、ほぼ同数であり、採録者数の増加を考えると、実質上かなり減少していると考えられる。このことから、第十四版での平均人数の減少は、孫を含む息子世帯の記載が減少していることが原因の一つではないかと思われる。

表 9-7 『人事興信録』に記載されている家族の人数（単位：人）

	4 版	8 版	10 版	14 版
採録者	13917	25216	26177	76383
列記	51319	82194	82222	223097
記述（家内）	31633	62450	52625	99669
計	96869	169860	161024	399149
平均人数	6.96	6.74	6.15	5.23

表 9-8 記述部分（家内）の続柄別の人数（単位：人）

	8 版	14 版
二男	5553	13848
三男	4977	9606
長女	4158	11820
二女	4460	10624
弟	4274	8331
孫	13785	13187

(7) 採録者の入れ替わり

第 6 部では、第四版と第八版の間での同一人物の判定方法と、それにより同一人物だと判定した人数と割合を示した³¹⁾。これと同じ判定方法によ

31) 増田・佐野『『人事興信録』（人事興信所）の研究（3）』『名古屋大学法政論集』278号、229頁以下。

り、第八版と第十版、第十版と第十四版の間での同一人物の人数とその割合を示す。なお、ここでの割合について確認しておく、前の版の人数が母数となる。すなわち、第四版と第八版では、第四版の13917名が母数となり、その中の5336名が第八版でも採録者となっているから、38.3%が第八版でも採録者となっていることとなる。

結果は、表9-9のとおりである。第四版と第八版の間は、13年離れていることから、採録者の入れ替わりが多いようにも考えられた。しかし、第八版と第十版の間では、6年離れているに過ぎないが、約半分しか採録されていない。逆に見れば、約半分の採録者は、採録から落ちていることを意味する。

第十版と第十四版の間は、9年離れているにもかかわらず、第八版と第十版の間よりも、採録されている割合が高い。もっとも、第十四版の採録者数が、第十版よりも3倍近くに増えており、このことが、採録され続けている割合の高さに繋がっている可能性もある。後の版の採録者数も考慮して比較する必要があるだろう。

表9-9では、前後の版での同一人物を見ているため、一旦採録者から外れて、再度採録者に復帰した者については、ここに表れていない。この点について、第四版で採録者であったが、第八版では不採録となり、第十版で採録者として復帰した者を採してみると、303名を発見することができた。このようなパターンも少なくないことがわかる。

表 9-9 同一人物の人数と割合

	4版－8版	8版－10版	10版－14版
人数	5336名	12572名	15864名
割合	38.3%	49.9%	60.6%

四 粗雑な記載の採録者の増加

『人事興信録』の採録者数は、第四版13917名、第八版25216名、第十版26177名、第十四版76383名と増加し続けている。採録者数の増加に伴って、記載の誤りや不備が増えていくことは自然なことだと思われる。しかし、その増加は、採録者数の増加を上回る割合で増えている。

まず、既に述べたところであるが、第十版では13組、第十四版では61

組の重複採録が見つかっている。これは、第四版と第八版では、全く見られなかったことである。第十版と第十四版の間で見ても、5倍近くに増えている。

次に、これも既に述べたところであるが、第十四版では、親名と続柄の記載がないパターンが、9000名以上存在する。第八版では約20名、第十版では約400名であるため、これも高い割合で増加している。

また、続柄の記載がないことは、性別の判定にも影響したが、本章の手法を用いて性別判定をした場合、性別が判定できない採録者数は、第八版で92名、第十版で506名、第十四版で4551名となる。これも採録者の増加割合以上に増加している。

生年月日についても、記載されていない採録者が増えており、第八版で2名、第十版で100名、第十四版で1481名となっている。

続柄や生年月日は、すべて記述部分に依存するものであるが、そもそも記述部分が全くない採録者が、第十版と第十四版に一名ずつ存在する。わずか一名ずつではあるが、第四版と第八版では存在しないことを考えると、やはり大きな変化である。

以上の点を考えると、『人事興信録』は、第四版と第八版に比べると、第十版、第十四版と行くに連れて、粗雑な記載内容の採録者が増えていることを指摘できる。第四版と第八版では、一定程度の情報を集めた上で掲載していた、あるいは、情報を集められた人だけを掲載していたのに対して、第十四版では、粗雑な情報しかない状態であっても、とにかく掲載をしていたとも推測できる。第十四版に関しては、出版が戦時下であるため、十分な調査が不可能であったという事情も考えられる。

また、重複採録が増えた点からは、採録者情報の十分な管理ができなくなったことも考えられる。第八版に比べると、第十四版は、3倍程度に人数が増えているため、管理が行き届かなくなった可能性はある。しかし、第十版との間では、採録者数の増加はわずかであるにもかかわらず、重複採録が13組も発生している。この間で、業務手順の変更などにより、採録者情報の管理に不備が生じた可能性がある。

粗雑な内容の採録者が増えた原因については、現段階では推測以上のことはできないが、粗雑な内容の採録者が増えたという事実は重要である。粗雑な内容の採録者が増えるということは、その分、誤差の範囲が拡大す

るからである。精緻な記載がされている版と粗雑な記載が多い版を比較する際には、この誤差をどう考慮するか問題になりうる。また、割合を算出する際に、粗雑な内容の採録者を母数に含めるか否きかも問題となろう。

結語

『人事興信録』は、近代日本の社会経済政治の変化を反映している人事情報データベースとして有力な研究資料と考えられるにもかかわらず、基本情報が不明であることから、研究資料として十分な利用がされてこなかった。そこで、『人事興信録』のデータベースシステム化による分析を通じて、基本情報を明らかにすることを試みた。

『人事興信録』の記載項目と記載形式については、まず第四版について詳細に分析した上で、その後、第八版、第十版、第十四版で変化している点について述べた。各版とも、形式や項目が少しずつ変化しており、分析の際にはその変化を考慮する必要がある。コンピュータで『人事興信録』を処理する際には、版ごとに調整が必要となる。

『人事興信録』の内容面について、客観的に明確な採録基準というのは、今回の分析からも定義することはできなかったが、位階であれば従五位以上、勲等であれば勲六等以上など、一定の基準や傾向を見出しうることがわかった。

採録者の年齢は、各版とも、幼年者から高齢者まで幅広く、50代半ばを中心に正規部分布していることが明らかとなった。また、採録者の在籍地からは、全国の地域をカバーしていることが明らかとなった。第八版では、樺太をカバーし、第十版では、朝鮮、台湾もカバーするなど、地域は拡大している。

『人事興信録』は、家族の情報や生年月日が掲載されている点で、『日本紳士録』とは大きく異なる。『人事興信録』特有のこの情報を処理することで、同一人物や親子関係を特定することが可能であることも明らかとなった。

最後は、『人事興信録』第四版から第十四版までの各集計値を一覧した。もっとも、本稿は、変化を客観的に提示しているのみである。変化の意味については、これが社会の変化に応じたものであるのか、あるいは、『人事興信録』の編集上の要因によるものであるのか、今後、検証を重ねてい

く必要がある。その上で、様々な属性を持った個人と集団が、実際の社会・経済・政治とどのように関係し影響し変化したかという問題を、立体的で俯瞰的なアプローチにより説明していきたいと考えている。

<付記>

本論文については、次の公的資金の一部を使わせていただいた。

- ・平成 28-30 年度科学研究費補助金基盤研究（A）（研究課題番号 16H01998）
- ・平成 27 年度科学研究費補助金挑戦的萌芽研究（研究課題番号 15K12160）